

事務連絡
平成29年3月7日

各都道府県介護保険主管部（局） 御中

厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室
介護保険計画課
高齢者支援課
振興課
老人保健課

平成29年度における平成28年熊本地震で被災した被保険者の
利用料の免除に関する取扱いについて

平成28年熊本地震により被災した介護保険の被保険者に対する利用料の介護サービス事業所等における取扱いについては、「平成28年熊本地震で被災した被保険者の利用料等の介護サービス事業所等の取扱いについて（その2）」（平成28年7月22日厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか事務連絡。以下「7月事務連絡」という。）において、お示してきたところです。

今般、平成29年度における利用料の免除の取扱いについては、下記のとおりとします。貴管内市町村及び関係団体において、適切な取扱いがなされるようご配慮をお願いいたします。

また、今般の取扱いについての説明の資料（チラシ）を別添のとおり作成しましたので、貴管内市町村に対し適宜周知を図っていただくとともに、被保険者や介護サービス事業者などの関係者への周知、広報にご活用くださいますようお願いいたします。

記

1 利用料の減免の取扱いについて

7月事務連絡において、平成28年10月1日からの介護サービスについては、熊本県内の市町村の被保険者であって、利用料の免除証明書を提示したもののみ、窓口で利用料の支払いを免除することとしているが、この取扱いを平成29年9月30日までの介護サービス分まで引続き継続すること。

2 利用料免除証明書の取扱いについて

現在、熊本県内の市町村が発行している免除証明書の有効期限は、「平成29年2月28日まで」と印字されているものがあるが、熊本県内の全市町村が利用料の免除を平成29年9月30日まで延長する予定であるため、平成29年3月以降も、引き続き使用可能なものとして取り扱うこと。これにより、市町村によって免除証明書の有効期限が「平成29年9月30日まで」に更新されているものと「平成29年2月28日まで」のものが混在する可能性があるが、熊本県内市町村の免除証明書であれば平成29年2月28日の有効期限であっても使用可能であることに留意すること。

なお、平成29年10月1日以降の免除証明書の取扱い等については、別途通知する予定であること。

平成29年3月1日以降も、引き続き、 医療機関等の窓口負担は免除となります。

- 熊本地震で被災された方で、熊本県全域の**市町村国保、後期高齢者医療、介護保険**にご加入の方は、医療機関等に免除証明書を提示することにより、**平成29年9月30日まで**医療機関等を受診する際の窓口負担や介護保険の利用料が免除となります。

<窓口負担・利用料が免除される方の要件>

- ① 住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をされた方
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

- 熊本県全域の市町村国保、熊本県後期高齢者医療及び介護保険にご加入の方は、**有効期限欄に「平成29年2月28日まで」と記載されている免除証明書でも、引き続き使用することができます。**

- なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。

- この窓口負担の取扱いについて、ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。

熊本地震で被災された方について、平成29年3月1日以降も引き続き、介護サービスに係る利用料は免除となります。

- 免除期限は、平成29年9月30日までです。
- 窓口での利用料の支払いを免除する際には、熊本県内の市町村が発行する被保険者証等及び免除証明書の確認が必要となります。

(有効期限欄に「平成29年2月28日まで」と記載されている免除証明書でも、引き続き平成29年9月30日まで、使用することができます。)

(熊本県以外の介護サービス事業所においても同様です。)

免除となるのは、以下の(1)(2)の両方に該当する方です。

- (1) 熊本県内の市町村の介護保険にご加入の方
- (2) ① 住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をされた方
② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

- なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。

- 証明書の発行に関しまして、ご不明な点があれば、各市町村にお問い合わせ下さい。